## 議員提出議案第2号

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部改正について

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正 する条例を別紙のように定めるものとする。

## 令和4年3月24日提出

提出者 大口町議会議員 齊木 一三

賛成者 大口町議会議員 吉田 正

賛成者 大口町議会議員 岡 孝夫

賛成者 大口町議会議員 酒井 正宗

賛成者 大口町議会議員 伊藤 浩

賛成者 大口町議会議員 丹羽 孝

## (提案理由)

この案を提出するのは、議員報酬の見直しにより、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年 大口村条例第1号)の一部を次のように改正する。

Γ

別表中

Γ

常任委員会委	306,	0 0 0
員長		円
議会運営委員	306,	0 0 0
会委員長		円

を

常任委員会委	3	0	6,	0	О	0
員長						円
常任委員会副	2	9	9,	0	0	0
委員長						円
議会運営委員	3	0	6,	0	О	0
会委員長						円
議会運営委員	2	9	9,	0	0	0
会副委員長						円
特別委員会	3	0	6,	0	О	0
委員長						円
特別委員会	2	9	9,	0	О	О
副委員長						円

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に該当する議員報酬月額のうち、最も高い額とする。

附則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表

新

## 別表 (第2条及び第5条関係)

		** P +1 =11	旅費
	区分	議員報酬月額	略
請	養長	389,000円	
畐	訓議長	321,000円	
<u>信</u>	常任委員	306,000円	
<u> </u>	会委員長		
卢	常任委員	299,000円	
<u> </u>	会副委員		
上	<u></u>		
前	養会運営	306,000円	
<u> 3</u>	委員会委		
Į	<u> </u>		略
調	養会運営	299,000円	
<u> 3</u>	委員会副		
<u> </u>	委員長		
<u>牛</u>	<u> 特別委員</u>	306,000円	
<u>4</u>	会委員長		
<u>牛</u>	寺別委員	299,000円	
<u> </u>	会副委員		
1	<u>₹</u>		
請	義員	292,000円	

別表(第2条及び第5条関係)

E A	>> □ +n ±ll □ <i>ba</i> :	旅費
区分	議員報酬月額	略
議長	389,000円	
副議長	321,000円	
常任委員	306,000円	
会委員長		mÆ
議会運営	306,000円	略
委員会委		
<u>員長</u>		
議員	292,000円	

備考 複数の区分に該当する場合は、それぞ れの区分に該当する議員報酬月額のう ち、最も高い額とする。